



令和8年9月1日

各 位

会 社 名 AIストーム株式会社
代表者名 代表取締役 今井 俊夫
(コード：3719 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 増尾 雅人
(TEL. 03-5259-7010)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、令和8年5月15日に開示いたしました「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社と取引先との過年度における中古トラック売買取引において、外部からの指摘により、適切でない取引が行われた可能性のある事案が発覚したことに伴い、当社監査等委員会の任意の諮問機関として、社外の独立した第三者である弁護士および公認会計士で構成される特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日、特別調査委員会より調査報告書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主および投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご覧ください。

なお、当該調査報告書につきましては、個人のプライバシーおよび個人情報、機密情報の保護等の観点から、部分的に非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 連結業績に与える影響について

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、本事案が令和8年12月期通期業績に与える影響を精査中でありますので、影響額が判明次第速やかに開示いたします。

3. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書等および決算短信等について

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、過年度の会計処理の検証および財務諸表に与える影響額を精査のうえ、令和8年11月13日までに、過年度の有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、並びに決算短信等の訂正を行う予定であります。

(2) 令和8年12月期有価証券報告書および決算短信について

当社は、令和8年8月14日付けで公表いたしました「第63期半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」のとおり、延長後の提出期限である令和8年11月13日までに、当該半期報告書の提出及び決算短信の発表を行う予定であります。

(3) 再発防止策について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を検討・策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策等につきましては、決定次第改めて公表する予定であります。

以上

調 査 報 告 書

(公表版)

2026 年 9 月 1 日

2026 年 9 月 1 日

AI ストーム株式会社 御中

特別調査委員会調査報告書

委員長 寺尾 潔

委 員 真鍋 朝彦

委 員 伊藤 拓

当委員会は、貴社からの下記委嘱事項について、調査を実施し、その結果をとりまとめたので、本書をもって報告する。

目次

第1 調査の概要	1
1. 特別調査委員会の設置経緯	1
2. 当委員会の構成及び委嘱事項.....	1
(1) 委員会の構成	1
(2) 委嘱事項	2
第2 調査の方法、範囲及び調査の期間	2
1. 調査の方法及び範囲	2
(1) 関係資料.....	2
(2) 関係者に対するヒアリング	3
(3) 取引先に対する照会	3
(4) デジタルフォレンジック調査.....	4
(5) アンケート	4
2. 調査の期間	4
第3 調査の前提及び限界.....	4
第4 本調査によって認定した事実.....	6
1. 貴社の概要及び事業の内容	6
2. 貴社の業績の概要	7
3. 貴社の組織及びガバナンスの概要	8
(1) 貴社の組織の概要.....	8
(2) 貴社のガバナンス体制.....	9
4. a 氏の関与	10
(1) a 氏の関与のきっかけ.....	10
(2) a 氏の関与の内容.....	10
(3) 貴社とa 氏の関係する会社との間の本調査に関連する取引の内容	11
5. 中古トラック転売取引.....	12
(1) 取引の概要等	12
(2) 取引が開始された経緯.....	13
(3) 貴社における意思決定及び事務フローの内容.....	13
(4) B 社との間で在庫買取に関する覚書の締結	14
(5) 登録事項等証明書の登録名義.....	15
(6) 転売先からの回答内容.....	15
(7) a 氏に対するヒアリング	15
(8) 中古トラック転売取引の実在性.....	15

6.	中古トラックファンド取引（a 氏が関与していたその他の取引）	16
(1)	取引の概要等	16
(2)	取引が開始された経緯	18
(3)	中古トラックファンド取引に付随する契約	18
(4)	貴社における意思決定及び事務フローの内容	18
(5)	登録事項等証明書の登録名義	19
(6)	名義変更不可能な車両についての処理	20
(7)	転リース先、登録事項等証明書上の使用者及び所有者からの回答内容	20
(8)	a 氏に対するヒアリング	21
(9)	中古トラックファンド取引の実在性	22
7.	ファクタリング取引（本件以外の a 氏が関与していた貴社取引）	23
(1)	取引の概要等	23
(2)	取引が開始された経緯	24
(3)	貴社における意思決定及び事務フローの内容	24
(4)	ファクタリング取引の実在性	25
8.	a 氏以外の会社関係者の認識及び関与	25
(1)	経営陣の認識及び関与	25
(2)	従業員の認識及び関与	26
(3)	リスクマネジメント委員会	26
(4)	結論	27
第 5	財務諸表への影響額の検討	27
1.	財務諸表への影響額	27
(1)	中古トラック転売取引	27
(2)	中古トラックファンド取引	27
(3)	中古トラックファンド取引に付随する取引	29
2.	会計処理の検討	32
(1)	中古トラック転売取引	32
(2)	中古トラックファンド取引	32
(3)	中古トラックファンド取引に付随する取引	33
(4)	仮払金の回収可能性	33
第 6	原因分析	34
1.	新規事業推進に対する牽制・監督の不足	34
2.	a 氏の権限・責任関係の不明確さ	34
3.	取引実在性を確認する内部統制の不備	34
4.	稟議・決裁手続の実質的審査機能の不足	35
5.	売上・利益拡大を優先する経営姿勢	35

6.	内部監査及びリスクマネジメントの形骸化	35
7.	小括	36
第7	再発防止策	36
1.	外部人材・執行役員等に対する管理体制の整備	36
2.	新規事業開始時の審査・承認プロセスの強化	36
3.	取引実在性及び権利移転を確認する内部統制の構築	37
4.	稟議・決裁手続の実質的審査機能の強化	37
5.	利益相反取引の管理強化	37
6.	管理部門による継続的モニタリング	37
7.	内部監査及びリスクマネジメント機能の実効性強化	38
別紙1		39
別紙2		40

第1 調査の概要

1. 特別調査委員会の設置経緯

貴社は、令和8年5月15日開催の取締役会において、外部からの指摘により、過年度において、貴社執行役員a氏（2026年5月14日辞任）が中古トラック転売取引において適切でない取引を行っていた可能性があることが発覚したことに伴い、貴社監査等委員会の任意の諮問機関として、社外役員を委員長とする特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、原因究明及び再発防止等のため、下記「2」記載のとおり、当委員会を設置し、調査（以下「本調査」という。）を実施することとした。

2. 当委員会の構成及び委嘱事項

当委員会は、2026年5月15日、貴社の取締役会決議に基づき、以下のとおり設置された。

(1) 委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 寺尾 潔（公認会計士・税理士 I&R 総合会計事務所）¹
委員 真鍋 朝彦（公認会計士・公認不正検査士 税理士法人高野総合会計事務所）
委員 伊藤 拓（弁護士・弁護士法人御堂筋法律事務所）

委員長は、貴社の社外取締役監査等委員であり、その他委員及び委員が所属する事務所は、貴社との間で直接の利害関係を有していない。

また、当委員会は、本調査を補助させるため、以下の者を調査補助者として本調査に関与させた。

弁護士 久保田 景悠（弁護士法人御堂筋法律事務所）
弁護士 近藤 晃史（弁護士法人御堂筋法律事務所）
税理士法人高野総合会計事務所 スタッフ2名

当委員会は、貴社管理本部所属の従業員を事務局とし、当委員会による調査の補助、

¹ 寺尾委員は、貴社の社外取締役（監査等委員）であるが、会社法が定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を満たした社外取締役である。

資料等の収集、インタビューの日程調整その他の事務を行わせた。事務局の担当者は、本調査及び本報告書の作成に関して、一切、請託、意見の申述その他、当委員会による意思決定の妨げとなる行為をしていない。

(2) 委嘱事項

貴社監査等委員会が当委員会に委嘱した事項は、以下のとおりである。

- ① 中古トラック転売取引に関する事実関係の解明
- ② 中古トラック転売取引以外の a 氏が関与していた貴社取引において適切でない取引が行われていたか否かに関する調査
- ③ 本調査により判明した事実関係による過年度の財務諸表への影響の有無及び影響額の検討
- ④ 本調査により判明した事実関係の原因分析と再発防止策の提言
- ⑤ その他、当委員会が必要と認めた事項

本調査は、貴社における全事業、全取引又は全会計処理を網羅的に調査したものではなく、上記委嘱事項を達成するために必要と認められる範囲において調査を実施したにすぎない。また、本調査は、中古トラック転売取引及び a 氏が関与していたその他の貴社取引を調査の対象とするものであり、その他の取引については調査の対象外である。

第 2 調査の方法、範囲及び調査の期間

1. 調査の方法及び範囲

当委員会は、上記「第 1」「2」「(2)」の委嘱事項を遂行することを目的として、以下の調査方法を実施した。

(1) 関係資料

当委員会は、本調査にあたって、主に以下の関係資料を確認し、分析・検討を行った。

- ・ 貴社の 2022 年 6 月以降の取締役会議事録、監査等委員会議事録
- ・ 貴社の取締役会規程、監査等委員会規程、内部監査規程、職務権限規程、職務分掌、職務権限一覧表、稟議規程

- ・ 中古トラック転売取引に関する貴社と取引先（仕入先・販売先）との間の取引に関する資料（見積書、発注書、請求書、受領証）、中古トラックファンド取引にかかる説明資料、契約書、中古トラックにかかる登録事項等証明書、登録名義移転管理表、転リース料未収管理表等
- ・ 合計残高試算表
- ・ 総勘定元帳
- ・ 補助元帳
- ・ ファクタリング取引にかかる契約書ひな型、サンプル取引にかかる資料（請求書等）、ファクタリング残高一覧
- ・ 当委員会が必要と認めた、取引先業者の登記情報等、貴社が締結する契約書、その他の資料

(2) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、調査にあたって、別紙 1 記載の関係者 10 名（うち監査法人担当者 3 名）に対し、対面又はオンラインの形式で、延べ 15 回のヒアリングを行った。ただし、a 氏については、本調査の初期段階（6 月 15 日）でヒアリングを実施し、主に、貴社との関係及び中古トラック転売取引についての同氏の認識を確認したものの、調査の進捗を踏まえて本調査の終盤において中古トラックファンド取引及びファクタリング取引に関する質問事項を明示したうえでヒアリングへの再度の協力を申し入れたものの、その協力を得ることはできなかった。

なお、ヒアリング調査は任意の協力に基づくものであり、当委員会は、関係者の記憶、認識、利害関係、本調査への協力の程度、客観的資料との整合性等を総合的に勘案し、ヒアリングで得られた供述を事実認定に用いた。

(3) 取引先に対する照会

当委員会は、中古トラック売買においては、販売先 16 社全社に対し、貴社から中古トラックを買い受けた事実があるかについての質問状を送付し、うち 10 社から回答を得た。

また、当委員会は、中古トラックのファンド取引については、調査時点で、中古トラックの登録名義の変更が完了していない取引に関し、転リース先及び当該取引にかかる車両の登録事項等証明書上の使用者合計 20 社に対し、貴社から中古トラックの転リースを受けた事実があるのか等についての質問状を送付し、さらに、当該取引にかかる車両の登録事項等証明書上の所有者 23 社に対し、当該車両を売却した事実があるか等についての質問状を送付し、26 社（転リース先又は使用者 12 社、所有者 14 社）から回答

を得た。

(4) デジタルフォレンジック調査

当委員会は、a 氏が関与していた取引について、主に役職員の関与の程度及び認識に関する調査のため、外部専門業者を起用し、別紙 2 記載の関係役職員の電子データの保全及び解析を実施した。

調査対象は、会社貸与 PC5 台、会社貸与スマートフォン 4 台、私物のスマートフォン（本人同意が取得できたもののみ）3 台、Microsoft365（Outlook）7 アカウントとし、939,690 件のデータを収集・保全した。

保全データについては、関係者名、取引先名、その他関連キーワードを用いて抽出を行った電子メール及び LINE データ合計 11,049 件をレビュー対象とした。

(5) アンケート

当委員会は、本件の類似事案の存否の調査のため、貴社の全従業員 37 名に対し、アンケート調査を行い、37 名全員から回答を得て、その内容を検討した。

2. 調査の期間

本調査は、2026 年 5 月 15 日から同年 8 月 31 日までの期間実施された。

本調査の対象期間は、a 氏が貴社に関与し始めた 2023 年 7 月から、a 氏が貴社の執行役員を退任した 2026 年 5 月 14 日までである。ただし、本調査に必要な範囲で、対象期間外の資料も確認した。なお、過年度の財務諸表への影響の有無及び影響額の検討については、貴社の前期事業年度末（2025 年 12 月 31 日）までを検討期間とした。

第 3 調査の前提及び限界

当委員会は、本調査の委嘱事項を遂行するべく努力を尽くしたものの、本調査は、その性質上、次の各号に掲げる前提に服するものである。

- ① 本調査において当委員会の検討対象となった、当委員会に開示された書類全ての原本は真正であり、写しは原本と同一性を保持している。
- ② 当委員会が、文書の抜粋又は要約のみの開示を受けたものである場合において、かかる抜粋又は要約は、当該文書全体の内容を適切に反映しており、当該文書全体に

についての誤解を生じさせるものではない。

- ③ 当委員会は、捜査機関とは異なり、強制的な資料提出命令、関係者に対する出頭強制等の権限を有していないことから、本調査は、関係者の任意の協力に基づくものとならざるを得ない。そのため、本調査は、関係者による任意の協力を得ることができた範囲で実施されたものであり、当委員会が当該関係者の保有する資料を確認し、又は当該関係者から直接事情を聴取することには限界があった。
- ④ 本報告書は、上記委嘱事項のために必要と認められる範囲において調査を実施したものである。
- ⑤ 本報告書は、貴社以外の第三者により依拠されることを予定しておらず、当委員会は貴社以外の第三者に対し何ら責任を負うものではない。

また、本調査は、もっぱら関係者のインタビュー、貴社から提供を受けた電子ファイル、開示資料等に依拠して実施したものである。当委員会は、上記のとおり、本調査の委嘱事項を遂行するべく誠実に努力を尽くしたものの、上記以外の情報により独自の検証を行ったものではない。当委員会は、本調査を通じ、貴社からは誠意ある協力を得られたものと考えているが、資料の収集やインタビュー等の調査方法も、任意の協力が前提となることなどから、本調査が、誤認や遺漏等を完全には免れるものではないことを付言する。

第4 本調査によって認定した事実

1. 貴社の概要及び事業の内容

貴社は、もともと ERP（企業基幹システム）の導入支援を中心とする IT コンサルティング会社であったが、近年は AI 分野を成長戦略の中心に位置付け、2025 年 4 月に商号を「AI ストーム株式会社」に変更した。現在は、従来の IT コンサルティングを基盤としつつ、「AI を活用したコンサルティング・ソリューション提供企業」への転換を進めており、AI 関連事業や新規事業への投資を積極的に行っている。

貴社が現時点で展開している事業は、以下の 3 事業である。

① AI アドバイザリー事業（旧 IT コンサルティング事業）

企業向けのコンサルティング事業であり、ERP 導入・運用支援、システムコンサルティング、業務改革（DX）支援、AI 導入支援、人事管理システム導入支援及び Web マーケティング支援等のサービスを提供している。

② AI&モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）

デジタルサイネージや広告関連事業を中心とする事業であり、LED・LCD 大型ディスプレイの販売、デジタルサイネージの設置、アドトラック運営、中古トラックを活用したファンド事業及びトラックリース事業等を展開している。

同事業は、貴社の現在の売上高の中心を担う成長事業であり、貴社の 2025 年 12 月期における AI&モルタル事業の売上高は 1,564,499 千円で、同事業年度の売上高の 59%を占めている。

なお、中古トラック転売取引は、AI&モルタル事業の一つとして 2023 年 11 月ころに開始されたが、2024 年 11 月ころに行われた取引以降、新たな取引は行われていない。

③ AI ニュービジネス事業

将来の成長分野として育成している新規事業であり、WiFi-7 機器販売、AI スクール「Storm Academy」の運営、AI 技術開発、蓄電池・再生可能エネルギー関連事業等を展開している。

なお、貴社において、AI&モルタル事業及び AI ニュービジネス事業について、これらの事業を主導する外部人材を除き、これらの事業を専属的又は中心的に担当する従業員を配置していない。

2. 貴社の業績の概要

貴社の業績の推移は、表 1 のとおりである。

[表 1：貴社の業績の推移]

【単位：千円】

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
売上高	642, 513	671, 197	1, 422, 760	2, 653, 555
経常利益	23, 867	2, 313	116, 595	259, 476
当期純利益	14, 711	△ 70, 555	147, 528	177, 799
資本金	483, 468	633, 458	95, 000	458, 236
純資産	856, 194	1, 104, 326	1, 180, 760	2, 057, 720
総資産	985, 875	1, 199, 204	2, 326, 125	5, 059, 487

セグメント別の売上高の推移は、表 2 のとおりである。

[表 2：セグメント別売上高]

【単位：千円】

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
売上高	642, 513	671, 197	1, 422, 760	2, 653, 555
AI アドバイザリー事業 (旧 IT コンサルティング事業)	642, 513	667, 981	975, 335	989, 218
AI&モルタル事業 (旧デジタルサイネージ事業)	—	3, 215	447, 424	1, 564, 669
AI&ニュービジネス事業	—	—	—	99, 667

セグメント別の営業利益の推移は、以下のとおりである。

[表 3：セグメント別営業利益]

【単位：千円】

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
セグメント利益（営業利益）	23,910	1,774	131,970	275,164
AI アドバイザリー事業 （旧 IT コンサルティング事業）	— (※)	△ 1,441	125,542	150,798
AI&モルタル事業 （旧デジタルサイネージ事業）	— (※)	3,215	161,540	444,512
AI&ニュービジネス事業	— (※)	—	—	△ 31,601
調整額（一般管理費等）	—	—	△ 155,111	△ 288,544

※ 貴社は 2022 年 12 月期において単一事業しか行っておらず、2022 年 12 月期はセグメント情報を開示していない。

上記の数値の推移から 2023 年 12 月期の期中から開始した AI&モルタル事業が貴社の売上及び営業利益に大きな影響を及ぼしていることを読み取ることができる。

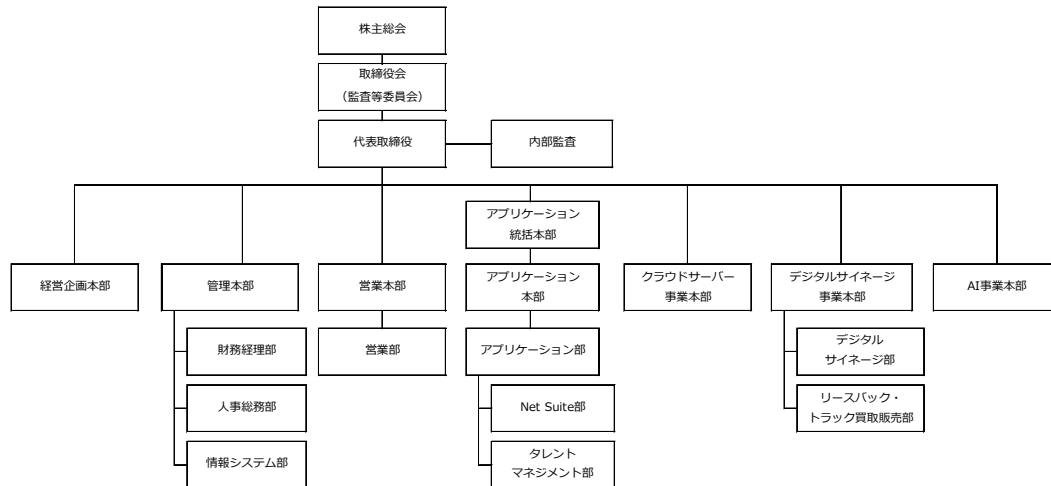
なお、貴社は有価証券報告書の「第 2. 事業の概況」の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題」において、「当社は経営上の業績管理指標を「収益力（売上高営業利益率）」としております。（中略）より利益率の高いサービスや継続的に収益を確保できるサービスへ事業を拡大することで収益の安定化を目指しております。」と記載しており、売上及び営業利益を拡大することを重視してきたという背景がある。

3. 貴社の組織及びガバナンスの概要

(1) 貴社の組織の概要

貴社の組織図は、図 1 のとおりである。

〔図 1：貴社の組織図〕



貴社のクラウドサーバー事業本部及び AI 事業本部は、外部人材が担っており、貴社プロパー従業員は配置されていない。

(2) 貴社のガバナンス体制

貴社は、取締役会設置会社及び監査等委員会設置会社であり、取締役会が経営方針や事業戦略、重要投資及び人事などの重要事項を決定し、業務執行を監督するとされている。

また、貴社は、執行役員制度を導入し、「意思決定・監督」と「業務執行」を分離して役割分担の明確化を図っている。そして、独立社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役や執行役員の職務執行を監査し、経営の適法性・妥当性をチェックするとされている。

さらに、リスク管理のために、リスクマネジメント委員会を設置し、各事業部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図るとされている。

内部監査に関しては、代表取締役直轄の内部監査担当者が、独立性・客観性を確保したうえで、内部統制やリスク管理の有効性を検証する仕組みを採用している。なお、本調査の対象期間中、内部監査は、経営管理部（現在は人事総務部）の b 氏が担当していた。

4. a 氏の関与

(1) a 氏の関与のきっかけ

貴社は、もともと ERP を中心とした IT コンサルティング会社であったが、収益源の多角化と事業規模拡大を目的に、積極的に非 IT 領域の新事業（クラウド事業、XR 系事業、EV 事業等）への進出を試みていたところ、d 氏の知り合いの紹介で、2023 年夏ころ、a 氏と繋がりを持つことになった。

貴社では、AI アドバイザリー事業以外の業務に携わることのできる従業員がいなかったため、a 氏のような外部の専門人材を登用し、当該専門人材に新事業を主導・推進させる方針をとっていた。デジタルサイネージ事業及び中古トラックを利用しての新事業は、a 氏から提案されたものであった。

(2) a 氏の関与の内容

貴社は、a 氏にデジタルサイネージ事業に関する営業を推進してもらうため、a 氏に 2023 年 8 月よりデジタルサイネージ事業本部長という肩書を与えた。しかしながら、貴社は、a 氏との間で雇用契約や業務委託契約を締結しておらず、事業本部長としての a 氏の業務については一切報酬を支払っていない。a 氏は、c 氏及び d 氏に定期的に業務内容を報告し、c 氏及び d 氏から指示を受けていたものの、それ以外に、貴社は a 氏の業務に関し、特段の制限や管理を行っていなかった。また、従業員でもない a 氏に対し事業本部長という肩書を与えることについて、取締役会で議論もしていない。

その後、貴社は、2023 年 11 月ころ、デジタルサイネージ事業においてアドトラックの発注が見込めるため、アドトラック用のトラックを購入し、アドトラック用の LED ディスプレイを購入してアドトラック事業を行うこととした。そして、貴社は、同年 12 月には、デジタルサイネージ事業に関連して、中古トラックの転売事業とファクタリング事業を開始し、2024 年 7 月には、中古トラックファンド取引を開始し、a 氏がこれらの事業を実質的に一人で主導することになった。

貴社は、2024 年 4 月には a 氏をディスプレイ事業本部長とし、同年 6 月には、デジタルサイネージ事業関連の需要が増していることに加え、貴社業務に大きく貢献してくれていることを理由に、a 氏を常務執行役員とした。a 氏を執行役員として任命するにあたっては、貴社取締役会において決議がなされたが、a 氏との間で、雇用契約や業務委託契約は締結しておらず、執行役員としての a 氏の業務については一切報酬を支払っていない。また、貴社には執行役員に適用される社内規則も存在しないため、a 氏に対する委嘱内容は不明確であり、a 氏の業務執行に関するルールも明確

には存在していなかった。

なお、貴社は、a 氏の求めに応じて、a 氏が代表取締役を務める A 社との間で、2024 年 10 月 1 日付業務委託契約書を締結し、デジタルサイネージ事業における運営サポートの対価として、2026 年 4 月まで、A 社に対し、業務委託報酬として月額 30 万円（税別）を支払っている。貴社が A 社に対して、デジタルサイネージ事業における運営サポートの対価として支払った業務委託報酬の総額は 570 万円（税別）である。

このように、a 氏は、貴社のデジタルサイネージ事業を牽引し、中古トラック転売事業及び中古トラックファンド事業を実質的に一人で行ってきた。また、a 氏は、ファクタリング取引において、貴社との間でファクタリング取引を希望する顧客を紹介していた。

(3) 貴社と a 氏の関係する会社との間の本調査に関連する取引の内容

ア B 社

a 氏は、2021 年 9 月まで、B 社の代表取締役を務めており、取締役を辞任した現時点においても B 社を実質的に支配し、B 社の経営に大きな影響力を有しているものと考えられる。

貴社は、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引において、B 社から中古トラックを仕入れており、運送会社又はファンドに転売している。

貴社は、B 社との間で、2026 年 2 月 1 日付業務委託契約を締結し、貴社が中古トラックファンド取引を行うにあたり、顧客紹介業務及びリース物件の月次の報告業務を委託し、紹介にかかる顧客との間で売買契約を締結した場合には、成約代金（税抜き）の 8%相当額（税別）を手数料として支払う旨合意している。

貴社は、同契約に基づき、B 社に対し、2026 年 2 月に 320 万円（税別）の手数料を支払っている。

また、貴社は、上記の中古トラックに関連する取引のほか、ファクタリング取引において、B 社がその取引先に対して有する債権を買い取ってきた。貴社と B 社との間のファクタリング取引による売上は、総額 381,618 千円（税別）である。

イ A 社

上記のとおり、貴社は A 社との間でデジタルサイネージ事業における運営サポートにかかる業務委託契約書を締結しているほか、2024 年 8 月 1 日付業務提携基本契約及び同契約に基づく 2025 年 5 月 30 日付覚書を締結し、貴社が中古トラックファンド組成にあたってのサポートを A 社に委託し、ファンド組成が完了した場合には、ファンドの純利益の 50%相当額を報酬として支払うことを合意している。

貴社が同契約に基づき A 社に支払った報酬の総額は、合計 409,703 千円（税別）

であり、それ以外に、必要経費として合計 28,733 千円（税別）を支払っている。

5. 中古トラック転売取引

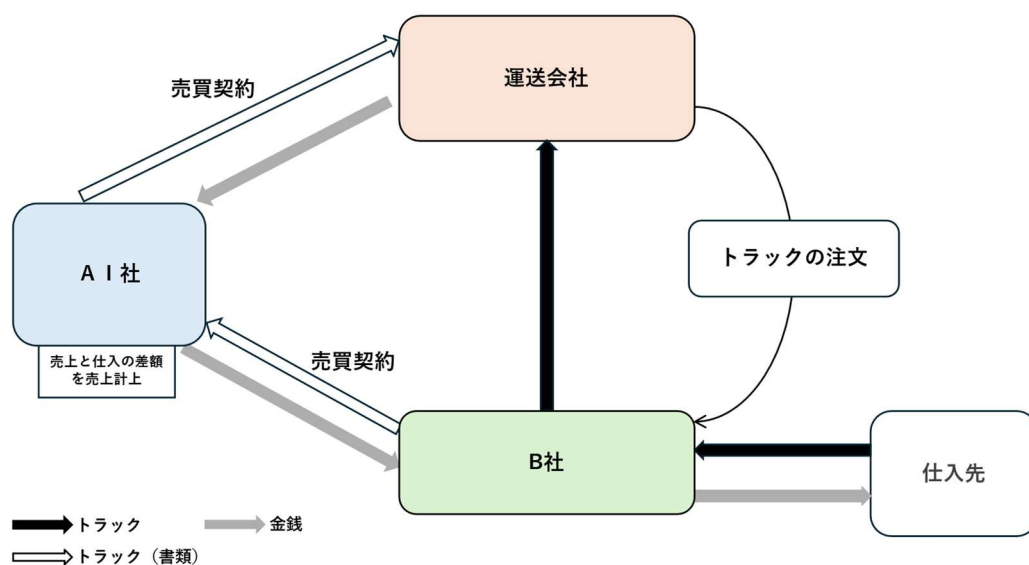
(1) 取引の概要等

貴社において、B 社が保有する又は調達した中古トラックを B 社から仕入れて、a 氏が指定する運送会社に転売する取引である。

中古トラック転売取引においては、貴社が B 社から中古トラックを仕入れる時点で、当該中古トラックの転売先の運送会社は a 氏より指定されていたため、貴社において中古トラックを在庫として保有することは想定しておらず、中古トラックは B 社から運送会社に直接引き渡され、車両の登録についても、貴社を経由することなく、B 社又は B 社の仕入先から運送会社に移転することが想定されていた。

中古トラック転売取引の商流の概略は、図 2 のとおりである。

〔図 2：中古トラック転売取引商流概要〕



貴社は、中古トラック転売取引を 2023 年 11 月から 2024 年 11 月まで行い、表 4 のとおりの売上げ²を計上している。

² 中古トラック転売取引の売上は、会計監査人の指導により純額計上としている。

[表 4：中古トラック転売取引において計上された売上]

【単位：千円】

中古トラック転売取引	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期 ³	合計
売上（純額）	3,116	26,896	4,300	34,312
台数	9 台	56 台	13 台	78 台

(2) 取引が開始された経緯

貴社は、a 氏の勧めもあり、都外ナンバーの広告宣伝車が東京都屋外広告物条例の規制⁴の対象外となっていたことを利用して、2023 年 11 月から新事業として、都外のナンバーのアドトラック（広告宣伝車）を利用して都内でアドトラック事業を開始することを計画し、アドトラックに改造するための中古トラック 3 台を B 社から仕入れて準備を進めていた。

また、貴社は、a 氏の提案で、中古トラックの希少性や市場価値に着目し、同時期に、貴社は中古トラックの転売事業も開始した。

しかしながら、東京都が 2024 年 3 月に屋外広告物条例施行規則を改正し（同年 6 月 30 日施行）、都外ナンバーの広告宣伝車にも東京都屋外広告物条例の規制が適用されることとなったため、貴社が想定していたアドトラック事業を遂行することが不可能となり、貴社は、アドトラック事業を中止し、中古トラックの転売事業に注力することにした。

(3) 貴社における意思決定及び事務フローの内容

貴社においては、中古トラックの仕入れ及び売却についての社内承認手続は以下のとおりであった。

a 氏から対象となる中古トラックの見積書の提示を受けた b 氏がサイボウズ上の稟議手続により中古トラックの仕入れと売却を申請し、承認ルートに沿って回付され、社長決裁により、中古トラック転売取引を承認していた。仕入れ及び売却にかかる契約書は作成されておらず、B 社から貴社に対して見積書が提示された後、貴社から B 社に対して発注書を交付し、貴社は a 氏を通じて売却先に請求書を交付するという

³ 2025 年 12 月期の売上計上額は、2024 年 12 月期に B 社からの仕入れと運送会社に対する販売にかかる契約は成立していたが、運送会社からの入金がないため、2025 年 12 月期に計上したものである。

⁴ アドトラック（広告宣伝車）を都内で運行する場合は、屋外広告物の許可を取得する必要があるが、東京都は景観保全と交通安全の観点から、広告内容やデザインを厳しく審査しており、電光表示装置等により映像を映し出すもの（LED ビジョン等）は禁止されている。

運用が行われており、貴社が売却先に直接コンタクトをとったことは一切なかった。貴社側は、事業本部長という肩書を与えられた a 氏のほか、b 氏のみが事務手続に関与していた。

なお、中古トラック転売取引は、貴社の新規事業であったため、貴社の職務権限一覧には、中古トラックの仕入れ及び販売に該当する権限事項・権限区分は存在しなかったが、貴社は、「外注管理に関する事項」に準じて、1000 万円以上の金額の発注承認は、部門長の起案、執行役員の協議・検討、社長の承認・決裁により、会社の意思決定を行ってきた。なお、以下に述べる中古トラックファンド取引及びファクタリング取引についても同様である。

また、取引を開始した当初、貴社は転売先の運送会社が車両を実際に受領しているかについて一切確認を取っていなかったが、貴社の会計監査人のアドバイスがあったことから、転売先から車両の受領書を取得する運用に変更した。ただし、受領書は、貴社から転売先に直接送付するのではなく、a 氏に交付し、a 氏が転売先に受領書に押印をしてもらって貴社に交付するという方法で取得しており、転売先との間で、直接のやり取りは行っていなかった。そして、貴社は、中古トラックの登録名義の変更手続を B 社に任せており、B 社又は B 社の仕入先から転売先の運送会社に対して、所有者登録の名義変更が行われているものと考えていたが、所有者登録名義が実際に転売先に変更されているのかについての確認は一切行っていなかった。

(4) B 社との間で在庫買取に関する覚書の締結

中古トラック転売取引は、B 社から仕入れた車両をそのまま a 氏の指定する運送会社に売却するというスキームであったため、貴社において中古トラックの在庫を保有することは想定していなかった。

しかしながら、貴社は、仕入れたトラックの中に転売先に売却できていないものが存在することが判明したことから、2024 年 12 月期の貸借対照表において、当該トラック 30 台分 230,516 千円を在庫（商品勘定）として計上することとなり、2025 年 12 月期の貸借対照表においては、中古トラック 22 台分合計 171,139 千円（税別。税込金額は 188,253 千円）を在庫として計上した。なお、貴社において仕入れた中古トラックを転売できていないという想定外の事態が発生したのは、b 氏において、仕入れの際に、売却との紐づきを確認することなく、B 社から交付された請求書に基づき（転売先のない中古トラックの）仕入代金を支払っていたなどの理由による。

かかる事態を受け、貴社は、a 氏との間で協議した結果、貴社は、B 社との間で 2025 年 12 月 30 日付覚書をバックデートで締結し、2025 年 12 月期の商品在庫 22 台のトラックにかかる売買契約を遡及的に解除したうえで、2026 年 3 月から毎月 2000 万円（2026 年 12 月については 825 万円）の返金を受けることを合意した（会計処理とし

ては、商品として計上していた中古トラック 22 台を取り崩し、未収入金を計上した。）。なお、B 社は、2026 年 3 月から 5 月までは覚書の約定とおり貴社に対して返金を行ったが、同年 6 月以降は返金を行っていない（貴社の債権残高は 128,253 千円）。

(5) 登録事項等証明書の登録名義

貴社が、B 社から仕入れて、運送会社に転売した中古トラック合計 78 台について、登録事項等証明書及びその保存記録を取得したが、そのすべてについて、貴社が転売した運送会社が所有者として登録された事実は確認できなかった。

(6) 転売先からの回答内容

本調査において、当委員会から貴社の中古トラックの転売先 16 社に対し質問状を送付し、うち 10 社から回答が得られた。そして、10 社のうち 7 社については、貴社から中古トラックを購入した事実がないとの回答であった。うち 3 社については、貴社から中古トラックを購入したことがあると回答し、購入したとする中古トラックは貴社が売却したと認識している中古トラックと同一であった。ただし、3 社の回答は、当該中古トラックの登録事項等証明書の保存記録の履歴とは全く異なるうえ、回答内容及び形式に関し、a 氏の関与も疑われたため、当委員会としては、当該 3 社の回答内容の信用性は低いと判断した。

(7) a 氏に対するヒアリング

当委員会は、a 氏に対するヒアリングにおいて、中古トラック転売取引において登録名義が B 社や転売先の運送会社に変更されていないことについて説明を求めたところ、a 氏からは、名義変更手続が遅延することはこの業界では一般的である旨の説明がなされたが、かかる業界慣行を裏付ける客観的資料は得られなかった。また、その他、a 氏から名義変更が行われていないことについての合理的な説明はなされなかった。なお、a 氏からは、中古トラック転売取引における転売先は a 氏と親密な関係のある運送会社であるとの説明があった。

(8) 中古トラック転売取引の実在性

上記のとおり、本調査により、中古トラック転売取引の対象車両の登録が転売先に移転したという事実は一切確認できなかった。常識的に考えて、貴社が仕入れて運送会社に転売した中古トラック 78 台すべてについて、その登録名義が転売先に移転さ

れないということは極めて異常であり、本調査において、かかる事態を正当化できる合理的な資料や事実関係は確認できなかった。また、転売先のうち相当数が貴社から中古トラックを購入した事実を否定している。そこで、当委員会は、中古トラック転売取引については、貴社が対象車両を仕入れて、転売先に転売したという事実を認定することはできないと判断した。

6. 中古トラックファンド取引（a 氏が関与していたその他の取引）

（1）取引の概要等

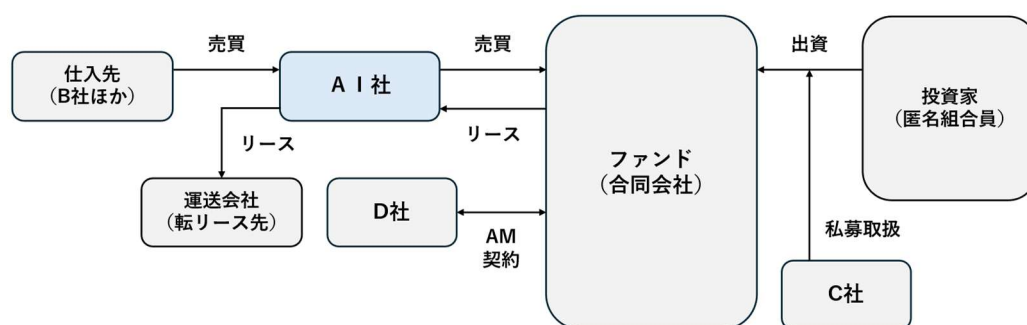
中古トラックファンド取引とは、貴社が、主に B 社から仕入れた中古トラックを、ファンド（合同会社である SPC）に売却したうえ、貴社がファンドから当該中古トラックのリースを受けて、運送会社に転リースするというものである。

なお、貴社は、リース期間満了時に、中古トラックを売却時の半額でファンドから購入できるオプションを有している。

中古トラックファンド取引においては、C 社がファンドに出資（匿名組合出資）する投資家を募集し、D 社がアセットマネージャーとなるスキームが採用されている。

中古トラックファンド取引にかかる取引の概要（ただし本件調査に関係しない部分については省略）は、図 3 のとおりである。

〔図 3：中古トラックファンド取引の概要〕



2024 年 7 月に 1 号ファンドが組成され、その後現在までに 10 号ファンドまで組成

されている。各ファンドの組成時期とファンドの資産を構成する中古トラックの台数は、表 5 のとおりである。

〔表 5：各ファンドの概要〕

ファンド	台数	組成時期（事業年度）
1 号ファンド	25 台	2024 年 7 月（2024 年 12 月期）
2 号ファンド	46 台	2024 年 12 月（2024 年 12 月期）
3 号ファンド	33 台	2025 年 5 月（2025 年 12 月期）
4 号ファンド	27 台	2025 年 7 月（2025 年 12 月期）
5 号ファンド	46 台	2025 年 9 月（2025 年 12 月期）
6 号ファンド	59 台	2025 年 10 月（2025 年 12 月期）
7 号ファンド	78 台	2025 年 11 月（2025 年 12 月期）
8 号ファンド	77 台	2026 年 1 月（2026 年 12 月期）
9 号ファンド	59 台	2026 年 3 月（2026 年 12 月期）
10 号ファンド	58 台	2026 年 5 月（2026 年 12 月期）

貴社においては、中古トラックをファンドに売却したときに、その売却益を得るとともに、長期的には、リース料収入（転リース料との差額）と将来の売却益から収益を得ることを想定していた。ただし、1 号ファンド及び 2 号ファンドでは、貴社が支払うリース料と貴社が受け取る転リース料が同額に設定されており、貴社においてリース料収入を得ることのないスキームとなっている。また 1 号ファンドから 3 号ファンドまでは、転リースできていない車両も存在する。

中古トラックファンド取引においては、車両の登録名義は、所有者がファンド、使用者が転リース先に移転されることが想定されており、貴社は名義変更手続を B 社に委託し、名義変更手続が完了した車検証の PDF を B 社から送付を受けて確認していた。

なお、中古トラックファンド取引においては、中古トラック転売取引と異なり、必要となる各契約書（仕入れに関する売買契約、ファンドへの販売に関する売買契約、リース契約、転リース契約）は原則として作成、締結されている。

また、貴社においては、中古トラックファンド取引とは別に、相対ファンド取引と呼称されるスキームが存在する。相対ファンド取引は、貴社が、B 社等から仕入れた中古トラックを、節税を希望する投資家に売却したうえで、投資家から貴社が当該中

古トラックのリースを受けて、運送会社に転リースするというものである。

(2) 取引が開始された経緯

貴社にとってみれば、中古トラックファンド取引は、中古トラック転売取引の延長線上にあり、中古トラックの転売先が運送会社ではなくファンドに変更となるほか、当該中古トラックのリースバックを受けて転リースをするというものであり、取り組みやすいものであった。中古トラック転売取引について、貴社としては、運送会社に転売した売買代金全額について売上げに計上できると考えていたものの、会計監査人の指摘により、売上げとしては純額計上しかできないこととなったため、中古トラック転売取引では、貴社が想定していた事業規模の拡大にはつながらないことから、貴社は、2024年7月に1号ファンドを組成して以降は、中古トラック転売取引よりも、規模の大きい中古トラックファンド取引に重点を置くようになった。2025年以降は、中古トラック転売取引は一切行っていない。

(3) 中古トラックファンド取引に付随する契約

貴社は、「第4」「4」「(3)」に記載のとおり、A社との間で、2024年8月1日付業務提携基本契約及び同契約に基づく2025年5月30日付覚書を締結し、同社に中古トラックファンド組成にあたってのサポートを委託し、ファンド組成が完了した場合には、ファンドの純利益の50%相当額を報酬として支払う旨の合意をしている。

また、貴社は、C社を貴社に紹介したE社との間で、2024年5月13日付顧客紹介業務提携基本契約及び同日付覚書を締結し、貴社がC社の組成するファンドに車両を売却した場合には、車両の仕入れ総額の3%相当額の報酬を支払う旨合意している。

(4) 貴社における意思決定及び事務フローの内容

貴社における、中古トラックファンド取引にかかる社内承認手続は以下のとおりであった。

ファンドに組み込む中古トラックの詳細は、a氏とC社との間で決定され、貴社は、a氏より、貴社が仕入れる中古トラック及び転リース先に関する情報の提供を受け、b氏がサイボウズ上の稟議手続により中古トラックの仕入れにかかる売買契約書、ファンドとの間の車両売買契約書及び車両賃貸借契約書、転リース先との間の賃貸借契約書の締結について承認を申請し、承認ルートに沿って回付され、社長決裁により、取引を実行していた。なお、4号ファンド以降は、貴社従業員であるe氏が、b氏の補助として、a氏及びb氏の指示により、中古トラックの仕入れにかかる契

約書を作成し、転リース先との間の賃貸借契約書を作成し、請求書の発行手続を行っていた。中古トラック転売取引と同様、貴社側は、事業本部長という肩書を与えられた a 氏のほか、b 氏及び e 氏のみが事務手続に関与していた。

なお、貴社とファンドとの間の車両売買契約書においては、対象車両を一定の期日にまでに貴社がファンドに引き渡し、その後速やかに対象車両の移転登録手続を行うとされていた。

(5) 登録事項等証明書の登録名義

上記のとおり、中古トラックファンド取引においては、対象車両の登録上の所有者の名義はファンドに、使用者の名義は転リース先に変更されることが想定されていたが、実際には、貴社がファンドに売却した 1 号ファンドから 10 号ファンドまでの中古トラック 508 台（なお、1 号ファンドから 7 号ファンドに限れば 391 台）のうち、2026 年 8 月 21 日現在で、合計 126 台（なお、1 号ファンドから 7 号ファンドに限れば 64 台）について、ファンドへの所有者登録及び転リース先への使用者登録が完了していないことが判明している。

また、現在までに、対象車両の登録事項等証明書の所有者名義がファンドに、使用者名義が転リース先に移転されたものについても、貴社がファンドに売却してから相当期間が経過したのちによりやく登録名義が移転されたものも相当数存在することが明らかとなっている。

なお、相対ファンド取引については、対象となっている中古トラック 2 台を除き、すべて対象車両の登録名義の変更が完了していることを確認した。

各ファンドにおける登録変更未了の車両台数（2026 年 8 月 21 日時点）は、表 6 のとおりである。

[表 6：ファンドごとの登録変更未了車両台数]

ファンド	台数	組成時期（事業年度）	登録変更未了台数
1号ファンド	25 台	2024 年 7 月（2024 年 12 月期）	3 台
2号ファンド	46 台	2024 年 12 月（2024 年 12 月期）	6 台
3号ファンド	33 台	2025 年 5 月（2025 年 12 月期）	2 台
4号ファンド	27 台	2025 年 7 月（2025 年 12 月期）	1 台
5号ファンド	46 台	2025 年 9 月（2025 年 12 月期）	20 台
6号ファンド	59 台	2025 年 10 月（2025 年 12 月期）	4 台
7号ファンド	78 台	2025 年 11 月（2025 年 12 月期）	28 台
8号ファンド	77 台	2026 年 1 月（2026 年 12 月期）	15 台
9号ファンド	59 台	2026 年 3 月（2026 年 12 月期）	33 台
10号ファンド	58 台	2026 年 5 月（2026 年 12 月期）	14 台
合計	508 台		126 台

(6) 名義変更不可能な車両についての処理

貴社は、2026 年 7 月以降現在まで、C 社及び B 社との間で、中古トラックファンド取引の対象車両のうち、登録の変更が完了していないものについて、登録名義変更の可否や状況の確認等を進めており、登録名義の変更が可能なものについては、C 社及び B 社と協力して、順次登録名義の変更を進めている。しかしながら、1 号ファンドに組み込まれた 3 台、2 号ファンドに組み込まれた 5 台については、B 社及び a 氏が、既に第三者に売却されたなどの理由により、登録名義の変更が不可能であると認めたことから、当該 8 台について、貴社はファンドとの間で売買契約を解除して買い戻す旨合意している。

貴社は、今後も、C 社及び B 社との間で、登録名義の変更を進める予定であるが、登録名義の変更が不可能であることが明確となった車両については、貴社がファンドから買い戻すことになることが想定される。

(7) 転リース先、登録事項等証明書上の使用者及び所有者からの回答内容

ア 転リース先及び登録事項等証明書上の使用者

本調査において、当委員会から、中古トラックの登録名義の変更が完了していない車両の転リース先及び当該取引にかかる車両の登録事項等証明書上の使用者の合計 20 社に対して質問状を送付し、12 社から回答を得た。

12 社のうち、6 社の回答は、貴社との取引を否定するものではなかったが、転リース先 1 社は、貴社から転リースを受けた事実はない旨回答し、また、別の転リース先 1 社は、B 社及び貴社から運転資金を借り入れたという認識である旨回答した。

また、車両の登録事項等証明書上の使用者 3 社は、車両のリースを受けておらず、そもそも当該車両の使用もしていない旨回答し、車両の登録事項等証明書上の使用者 1 社は、貴社ではない第三者から車両のリースを受けている旨回答した。

なお、転リース先のうち 1 社からは、貴社との取引の存在は認めながら、B 社から車両代金が支払われていないため⁵、名義変更に対応できないとの回答があった。

上記回答を得た後、詳細な経緯は不明であるが、12 社のうち 5 社の取引については、当該取引にかかる車両登録の変更手続が完了している。

イ 登録事項等証明書上の所有者

本調査において、当委員会から、中古トラックの登録名義の変更が完了していない取引にかかる車両の登録事項等証明書の所有者 23 社に対して質問状を送付し、うち所有者 14 社から回答を得た。

そして、14 社のうち、7 社は対象車両すべてについて売却した事実はない旨回答し、3 社は対象車両すべてについて売却した旨回答し、3 社は複数の対象車両のうち一部は売却したが、残りの車両は売却していない旨回答し、1 社は B 社及び貴社から運転資金を借り入れたという認識である旨回答した。

上記回答を得た後、詳細な経緯は不明であるが、14 社のうち 4 社が所有者として登録されていた車両については、当該車両の取引にかかる車両登録の変更手続が完了している。

(8) a 氏に対するヒアリング

a 氏については、中古トラックファンド取引のうち中古トラックの登録名義の変更が完了していない取引についての個別具体的な事情を確認するために、質問事項を明示したうえでヒアリングへの再度の協力を依頼したが、その協力を得ることはできなかった。

ただし、a 氏は、ヒアリングへの協力は拒否したものの、質問事項全般への回答として、貴社宛てに回答を送付した。当該回答において、a 氏は、①B 社が車両を仕入

⁵ 貴社から B 社に対しては、当該車両の仕入代金は支払い済みである。

れる際には、仕入れ業者が介在するため、B社と所有者との間の接点はなく、B社は、仕入れ業者から車台番号により特定の車両の情報提供を受けて、車台番号を特定してファンドに売却するため、元所有者が貴社やB社との取引を認識していないことは当然のことである、②リースバックの場合は、運送会社が名義変更していないとか、元所有者との清算をしていないといった状況において、心変わりをして、ファンドに売却するのを取りやめたといった事情がある旨の説明を行った。

(9) 中古トラックファンド取引の実在性

上記のとおり、貴社が仕入れてファンドに転売した中古トラックについて、その理由や経緯は不明であるものの、売買契約締結後速やかに登録名義が移転されていない車両が相当数存在する。

現時点においても、貴社、B社及びC社が協力することで、対象車両の登録名義の移転手続を順次行っているが、中には既に第三者に売却されたなどの理由で登録名義の変更が不可能であることが確定している車両も存在する。

しかるところ、2024年12月期及び2025年12月期に組成されたファンド（1号ファンドから7号ファンド）については、ファンド組成（貴社の仕入れ及びファンドへの売却）から半年以上が経過しているにもかかわらず、対象車両の登録名義の移転手続が行われていないのは、通常取引とは到底いえず、これらの車両について登録名義の移転が行われていない特段の事情はうかがわれないことから、当委員会としては、前事業年度までに組成された1号ファンドから7号ファンドの対象車両で、2026年8月21日時点で登録名義が移転されていない車両（合計64台）については、今後登録名義の変更が履践される可能性は否定できないものの、貴社において仕入れを行った事実を認定することはできないと判断した。

なお、本事業年度（2026年12月期）に組成されたファンド（8号ファンドから10号ファンド）については、2026年8月21日時点で合計62台の登録の変更がなされていないが、これらについては、ファンド組成からそれほど時間が経過していないことから、当委員会としては、これらの取引について意見を述べるものではないことを付言する。

7. ファクタリング取引（本件以外の a 氏が関与していた貴社取引）

（1）取引の概要等

貴社が行っているファクタリング取引とは、貴社が、顧客との間で、顧客がその取引先（債務者）に対して有する債権を債権の額面額からディスカウントした金額で買い取るものの、顧客に対象債権の回収権限を与え、顧客がその支払期日に当該取引先から債権を回収したうえで、貴社に支払うというものであり、いわゆる二者間のファクタリング取引である。

貴社は、顧客との間で対象債権ごとにファクタリング取引契約書を締結しているが、当該契約においては、債権譲渡について譲渡時に債権譲渡の対抗要件を具備することが想定されておらず、債権譲渡登記、将来的な対抗要件具備、貴社による集金口座の管理といった権利保全の対策が講じられていない内容となっている。貴社による債権買取日から支払期日までのタイムラグは、概ね 1～2 か月程度である。

貴社が過去に行ってきたファクタリング取引による売上の推移は、表 7 のとおりであり、ファクタリング取引による売上の大部分が B 社との取引によるものである。

〔表 7：ファクタリング取引による売上の推移〕

【単位：千円】

ファクタリング売上（純額）	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期	2026 年 1 月～6 月
B 社	78,601	221,559	81,458
F 社	749	7,267	15,110
G 社	1,709	18,118	6,321
H 社	-	-	2,700
I 社	-	-	7,700
合計	81,059	246,944	113,290

貴社の 2026 年 8 月 21 日現在のファクタリング取引の残高は、合計 466,506 千円であるが、うち 258,162 千円（1 社）が当該債権の支払期日が経過しているにもかかわらず、未回収となっている。また、2026 年 8 月 31 日が支払期日となっている対象債権（154,000 千円）（1 社）については、顧客から支払期日に支払ができない旨の連絡が来ているとのことである⁶。これらを除き、貴社が過去に行ってきたファクタリン

⁶ 当該顧客（I 社）の説明によれば、ファクタリング取引の対象債権について回収したものの、回収金額を A 社の要請で同社の口座に振り込んだため、貴社への支払ができないとのことであった。I 社の貸借対照表（2026 年 5 月 31 日現在）を入手したところ、I 社は A 社に対して、154,000 千円の貸付金を計上しており、貴社から I 社に対して、同月 29 日に債権買取金額（154,000 千円）を支払っ

グ取引で未収入金は存在しない。

(2) 取引が開始された経緯

貴社は、a 氏の勧めがあつて、2023 年 11 月ころからファクタリング取引を開始した。a 氏の説明は、ファクタリング取引は短期間で 4～6%の売上（＝利益）が上がるので、余剰資金があるのであれば魅力的であり、債権回収のリスクの点は、信用力のある取引先の債権を売却するから問題ないということであった。

貴社は、その当時、余剰資金が潤沢ではなかったため、資金に余裕があるときに、B 社が有する債権を対象としてファクタリング取引を行うようになった。貴社においては、ファクタリング取引について経験も知識もなかったが、ファクタリング取引を開始するにあたり、ファクタリング取引のリスク等詳細な検討は行っておらず、a 氏の準備した契約書に基づいて、a 氏の説明をそのまま信じて、取引を開始した。

その後、貴社において、2025 年 12 月期には、業績も改善し、資金繰りや銀行借入れもできるようになってきたことから、売上げ及び利益の増加に寄与するファクタリングの取扱件数を増やしてきたという経緯にある。

(3) 貴社における意思決定及び事務フローの内容

貴社における、ファクタリング取引にかかる社内承認手続は以下のとおりであった。

まず、顧客から直接又は紹介者を通じて、貴社とのファクタリング取引を希望する旨の連絡を受け、貴社担当者において、顧客の与信調査を実施の上、顧客から請求書等買い取る対象債権の存在を確認できる書面を徴求したうえで、それらの情報とともに、顧客と間のファクタリング取引契約書の締結についてサイボウズ上の稟議手続により承認を申請し、承認ルートに沿って回付され、社長決裁により、取引を実行していた。

貴社はファクタリング取引契約を締結した後、債権買取代金を顧客に支払い、債権の支払期日に顧客が対象債権の取引先（債務者）から債権を回収して貴社に支払った際に、純額を売上計上していた。

なお、貴社は、顧客とファクタリング取引を行うにあたり、顧客の企業情報を取得するなどして信用調査を実施し、対象債権にかかる相手方が発行した請求書を確認して、債権の存在を確認していたとのことであったが、対象債権の発生根拠となる契約書については徴求しておらず、近時、債権の存在の確認のために徴求するようになった。

ていることからすれば、同社の説明にかかわらず実際には同金額をそのまま A 社に貸し付けたものと推察される。

たとのことである。

(4) ファクタリング取引の実在性

貴社のファクタリング取引については、顧客の信用調査及び債権保全対策が十分であるとはいえないものの、本調査において、債権の不存在を裏付ける事情や客観的資料は見当たらず、当委員会としては、ファクタリング取引が架空であると結論付けることはできないと判断した。

8. a 氏以外の会社関係者の認識及び関与

(1) 経営陣の認識及び関与

上記のとおり、当委員会は、a 氏が関与していた取引のうち、中古トラック転売取引については、全件について貴社が対象車両の仕入れを行っていない、すなわち、架空であった可能性が否定できないと判断し、中古トラックファンド取引については、一部の車両について貴社が仕入れた事実が認められないと判断するものである。

そして、c 氏及び d 氏は、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について、a 氏から直接報告を受ける立場にあった。

ア c 氏

c 氏は、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について、仕入れと売却の稟議に関して、台数と金額を確認して承認していただけであり、管理本部において適切に対応していると認識していたと説明している。

また、従業員アンケートの回答並びにメール及び LINE のデジタルフォレンジック調査においても、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義があることを認識していたことや疑義ある取引に関与していたことを示すようなやり取りは発見できなかった。

イ d 氏

d 氏は、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について、a 氏と b 氏にすべて任せていたと説明している。

また、従業員アンケートの回答並びにメール及び LINE のデジタルフォレンジック調査においても、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義があることを認識していたことや疑義ある取引に関与していたことを示すようなやり取りは発見できなかった。

(2) 従業員の認識及び関与

貴社従業員（経営管理部兼内部監査担当）である b 氏は、a 氏から指示を受けて、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の社内決裁手続きを行っていたほか、各取引の契約書の締結、請求書の発行手続きに関与し、取引にかかる支払手続きに関与していた。また、貴社従業員である e 氏は、4 号ファンド以降の中古トラックファンド取引について、a 氏及び b 氏の指示により、中古トラックの仕入れにかかる契約書を作成し、転リース先との間の賃貸借契約書を作成し、請求書の発行手続きを行っていた。両名とも、a 氏の指示に従って事務処理をしていただいただけであると説明しており、e 氏は、登録の移転手続きを B 社に委託していたため、B 社から名義変更が完了した旨の報告と登録事項等証明書の PDF の送付を受けることで、中古トラックの名義変更の進捗を管理していた。

また、従業員アンケートの回答並びにメール及び LINE のデジタルフォレンジック調査においても、b 氏及び e 氏が中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義があることを認識していたことや疑義ある取引に関与していたことを示すようなやり取りは発見できなかった。

ただし、b 氏は、2025 年 1 月ころ、経理及び総務の担当者より、中古トラックファンド取引において、貴社の商品在庫として把握していた車両の車台番号と貴社の会計システムにおいて把握していた車両の車台番号が一致しないことや、既に売却していた車両の車台番号と同一の車両が別の取引の対象となっているとの指摘を受けたことがあった。その際、b 氏は、そのような状況になっている理由や経緯について詳細な調査をすることなく、a 氏と協議の上、車両の車台番号が一致しない車両については、契約書の車台番号で管理することとし、車両の重複があったものについては、一方の車両の入替えの処理をするよう指示したとのことであった。仮に、b 氏が上記指摘を受けた際、そのような事態が生じている理由や経緯について詳細な調査を実施していれば、貴社において、中古トラックファンド取引における車両において仕入れがなされていない車両が存在することについて早期に疑念を持つことができた可能性は否定できない。

(3) リスクマネジメント委員会

貴社のリスクマネジメント委員会の議事録には、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について議論された形跡は存在せず、貴社において中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義があることを認識していたことや疑義ある取引に関与していたことを示すような記載は存在しない。

ただし、リスクマネジメント委員会の開催や運用が形だけのものとなっており、形骸化していた可能性は否定できない。

(4) 結論

本調査では、貴社において、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引の実在性に疑義があることを認識していたと認められる者は確認できなかった。

第5 財務諸表への影響額の検討

1. 財務諸表への影響額

当委員会で、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について認定した事実関係に基づき、貴社の過年度の財務諸表への影響額について検討する。

(1) 中古トラック転売取引

「第4」「5」「(8)」に記載のとおり、当委員会は、中古トラック転売取引は架空の取引であるとの疑いが払拭できないと判断したことから、中古トラック転売取引に関するすべての取引は実体を伴わない架空の取引として認識することとした。この結果、過年度において中古トラック転売取引において計上した売上高及び営業利益を取り消すのが妥当と考える。これによる会計上の影響額は、表8のとおりと試算した。

〔表8：中古トラック転売取引に関する影響額〕

【単位：千円】

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期	合計
売上高	△ 3,116	△ 26,896	△ 4,300	△ 34,312
営業利益	△ 3,116	△ 26,896	△ 4,300	△ 34,312
台数	9台	56台	13台	78台

(2) 中古トラックファンド取引

「第4」「6」「(9)」に記載のとおり、当委員会は、2024年12月期及び2025年12

月期に組成された1号ファンドから7号ファンドの対象車両で、2026年8月21日時点で登録名義が移転されていない車両64台については、今後、登録名義変更の可能性は否定できないものの、貴社において仕入れを行った事実を認定できないと判断したことから、車両64台にかかる取引については、実体を伴わない架空の取引として認識することとした。この結果、車両64台の仕入れ及び販売にかかる取引並びにこれらの車両のリース及び転リースに基づき計上した売上高及び営業利益を取り消すのが妥当と考える。これによる会計上の影響額は、表9及び表10のとおりと試算した。

なお、中古トラックファンド取引において、現時点までに車両の名義変更が完了しているものの、名義変更手続に時間を要した結果、売買契約締結から名義変更手続が完了までに事業年度を跨いでいる取引も存在し、かかる取引については売上及び営業利益を計上する事業年度を修正する必要があるが、当委員会においては、不正調査を主たる目的としている関係上、かかる影響額については検討していない。

また、本事業年度（2026年12月期）に組成された8号から10号ファンドにおいても2026年8月21日時点で合計62台の登録の変更がなされていないが、これらについてはファンド組成からそれほどの時間が経過していないことから、当委員会としては、これらの取引については意見を述べるものではない（参考として台数と金額を記載するに留める。）。

〔表9：中古トラックファンド取引（車両売買）に関する影響額〕

【単位：千円】

会計期間	①2024年12月期	②2025年12月期	③合計（①+②）	2026年12月期 【参考】
対象ファンド	1号～2号	3号～7号	1号～7号	8号～10号
売上高	△ 7,551	△ 96,072	△ 103,623	△ 150,257
営業利益	△ 7,551	△ 96,072	△ 103,623	△ 150,257
特別利益	26,615	-	26,615	-
税引前当期純利益	19,065	△ 96,072	△ 77,007	△ 150,257
台数	9台	55台	64台	62台
対象車両の 仕入金額 【参考】	191,527	467,170	658,697	791,732

注）2024年12月期については、仕入れにかかる契約書の金額とおりに会計処理されていなかったもの及び会計処理自体の誤りによる影響額が42,166千円含まれている。

注）2024年12月期については、車両64台にかかる取引について、一部、固定資産売却益（特別

利益)として処理されている取引があったため、売上高と特別利益に分けて影響額を記載した。

注) 上記以外に相対ファンドの名義変更未了トラックが2台存在し、仕入金額12,000千円(税抜)、販売金額15,000千円(税抜)であり、当該トラックにかかる売上金額3,000千円が計上されている。

〔表10：中古トラックファンド取引（リース取引）に関する影響額〕

【単位：千円】

	①2024年12月期	②2025年12月期	③ (①+②)	2026年12月期 【参考】
㊦支払リース料	△ 5,600	△ 57,117	△ 62,717	△ 71,815
㊧受取リース料	△ 5,250	△ 47,145	△ 52,395	△ 73,025
差引 (㊧-㊦)	350	9,972	10,322	△1,210
売上高	-	△309	△309	△2,538
売上原価	△350	△10,281	△10,631	1,327
営業利益	350	9,972	10,322	△1,210

注) 2026年12月期の数値は2026年1月から6月末までの数値である。

注) 上記以外に、相対ファンドの名義変更未了トラックが2台存在し、当該トラックに関する支払リース料は1,161千円、受取リース料は409千円である。

注) 貴社とファンドとのリース契約においては、支払リース料の支払債務が契約締結月から発生することとされている一方、貴社と転リース先とのリース契約においては、転リース料の支払債務が契約締結月から4か月後から発生することとされているため、貴社のリース料の支払は、リース料の受取よりも先行する構造となっている。貴社においては、各ファンドごとに受取リース料が多い場合は売上高に、支払リース料が多い場合は売上原価に計上している。そのため、取り消すべき64台の車両にかかるリース取引については、支払リース料の金額が受取リース料の金額より大きく、結果として、売上高及び売上原価が減少し、営業利益が増加することとなる。

注) 上述のように、受取リース料より支払リース料の支払いが3か月先行することとなっていることから、2026年12月期(参考)の支払リース料については、期間対応の観点から、支払リース料については期間調整を行っている(支払ベースでの支払リース料は76,922千円であり、上表の71,815千円との差額は仮払リース料5,107千円となる。)

(3) 中古トラックファンド取引に付随する取引

ア A社への支払

「第4」「4」「(3)」に記載のとおり、貴社は、A社に中古トラックファンド組成にあたってのサポートを委託し、ファンド組成が完了した場合には、ファンドの純利益の50%相当額を報酬として支払っており、これまでに貴社がA社に支払った報酬等の総額は、表11のとおりである。

〔表11：貴社がA社に支払った報酬等の金額〕

【単位：千円】

	①2024年12月期	②2025年12月期	③（①+②）	2026年12月期 【参考】
支払報酬	54,200	205,260	259,460	150,243
支払経費	7,000	11,824	18,824	9,909
合計	61,200	217,084	278,284	160,152

注) 2026年12月期の金額は2026年1月から6月までの実績である。

当委員会において実体を伴わない架空の取引として認識した車両64台についてはファンドの資産に組み込まれていない以上、A社に支払った上記報酬等のうち、車両64台分に相当する金額についてはA社に支払う必要がなかったことになる。これに相当する報酬等の金額を表12のとおり試算した。当該金額は、中古トラックファンド全体の売上（＝営業利益）と実体のない取引と認定した車両の売上（＝営業利益）の加重平均で計算している。

〔表12：A社に支払う必要のなかったと考えられる報酬等相当額〕

【単位：千円】

①2024年12月期	②2025年12月期	③（①+②）	2026年12月期【参考】
△ 9,526	△ 39,998	△ 49,524	△ 59,370

この結果、A社に対して支払った報酬等相当額の一部を取り消すのが妥当と考える。この結果、上記報酬等の販管費が取り消され、営業利益がその分だけ増加することとなる。これによる会計上の影響額は、表13のとおりと試算した。

〔表 13：A 社との付随取引（ファンド組成報酬等）に関する影響額〕

【単位：千円】

	①2024 年 12 月期	②2025 年 12 月期	③（①+②）	2026 年 12 月期 【参考】
販管費	△ 9,526	△ 39,998	△ 49,524	△ 59,370
営業利益	9,526	39,998	49,524	59,370

イ E 社への支払

「第 4」「6」「(3)」に記載のとおり、貴社は、E 社に対して、ファンドに売却したトラックの仕入額の 3%相当額の報酬を支払っており、これまでに貴社が E 社に支払った報酬等の総額は表 14 のとおりである。

〔表 14：貴社が E 社に支払った報酬等の金額〕

【単位：千円】

①2024 年 12 月期	②2025 年 12 月期	③（①+②）	2026 年 12 月期【参考】
20,912	76,111	97,023	69,072

上記同様、E 社に支払った上記報酬等のうち、当委員会において実体を伴わない架空の取引として認識した車両 64 台分に相当する金額については E 社に支払う必要がなかったことになる。これに相当する報酬等の金額を表 15 のとおり試算した。かかる試算においては実体が伴わないと認めた取引にかかる仕入額の 3%相当額を集計した。

〔表 15：E 社に支払う必要のなかったと考えられる報酬等相当額〕

【単位：千円】

①2024 年 12 月期	②2025 年 12 月期	③（①+②）	2026 年 12 月期【参考】
△ 4,300	△ 14,015	△ 18,315	△ 23,483

この結果、E 社に対して支払った報酬等相当額の一部を取り消すのが妥当と考える。この結果、上記報酬等の販管費が取り消され、営業利益がその分だけ増加することとなる。これによる会計上の影響額は、表 16 のとおりと試算した。

〔表 16：E 社との付随取引（ファンド組成報酬等）に関する影響額〕

【単位：千円】

	①2024 年 12 月期	②2025 年 12 月期	③（①+②）	2026 年 12 月期 【参考】
販管費	△ 4,300	△ 14,015	△ 18,315	△ 23,483
営業利益	4,300	14,015	18,315	23,483

2. 会計処理の検討

(1) 中古トラック転売取引

当委員会において、架空の取引であるとの疑いが払拭できないと判断した中古トラック転売取引はすべてについて収益を認識することはできないことから、当該取引に基づき計上された売上高及び売上原価を取り消すとともに、貴社が売買代金として収受した入金額は、貴社において返還を要することから、「預り金（あるいは仮受金）」として、貴社が仕入れに関する売買代金として支払った支払額は、本来は支払う必要がなかったことから「仮払金」として、それぞれ処理することが妥当と考えた。この「預り金（あるいは仮受金）」及び「仮払金」については、最終的な返還請求義務等が確定し次第、確定債権債務として処理され精算差額が損益として認識されることとなる。

(2) 中古トラックファンド取引

ア 車両売買について

当委員会において、貴社が仕入れを行った事実を認定することはできないと判断した 2026 年 8 月 21 日時点で登録名義が移転されていない車両（合計 64 台）にかかる売買取引については、当該取引に基づき計上された売上高及び売上原価を取り消すとともに、貴社が売買代金として収受した入金額は、貴社において返還を要することから、「預り金（あるいは仮受金）」として、仕入れに関する売買代金として支払った支払額は、本来は支払う必要がなかったことから「仮払金」として、それぞれ処理することが妥当と考えた。この「預り金（あるいは仮受金）」及び「仮払金」については、最終的な返還請求義務等が確定し次第、確定債権債務として処理され精算差額が損益として認識されることとなる。

イ リース取引について

上記のとおり、実体のない架空取引と認定された中古トラックファンド取引に対応する支払リース料と受取リース料についても実体のない架空取引と判断することから、計上されている支払リース料と受取リース料についても架空取引として計上の取消しがなされることとなる。

その結果、貴社が受取リース料として収受した入金額は、貴社において返還を要することから、「預り金（あるいは仮受金）」として、リース料として支払った支払額は、本来は支払う必要がなかったことから「仮払金」として、それぞれ処理することが妥当と考えた。この「預り金（あるいは仮受金）」及び「仮払金」については、最終的な返還請求義務等が確定し次第、確定債権債務として処理され、精算差額が損益として認識されることとなる。

(3) 中古トラックファンド取引に付随する取引

上記のとおり、トラックファンド組成完了に関して貴社が A 社及び E 社に対して支払った報酬等のうち、実体のない架空取引と判断された部分に相当する報酬等については、本来、支払う必要がなかった支出であるため「仮払金」として処理することが妥当と考える。

ただし、貴社と A 社及び E 社との間の交渉結果、両社の支払能力等を踏まえた回収可能性等の検証の後、上記会計処理が変更される可能性が存在し、その結果、貴社の損益への影響が生じる場合もありうる。

(4) 仮払金の回収可能性

上記(1)乃至(3)において、「仮払金」として処理することが妥当と判断したものについて、当委員会では、本調査において仕入先の資産状況や支払能力については確認していない。

したがって、今後、貴社による仕入先との間の交渉の結果や、仕入先の支払能力等を踏まえた回収可能性等を総合的に勘案し、上記会計処理は変更される可能性があり、その結果、貴社の損益への影響が生じる場合もあり得る（表 9、10、13 及び 16 参照）。

第6 原因分析

貴社が、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引において、仕入れていない車両を運送会社又はファンドに転売していた原因は、以下のとおりと考えられる。

1. 新規事業推進に対する牽制・監督の不足

本件の背景には、貴社が収益源の多角化及び事業規模の拡大を急ぐ中で、従来の主力事業である AI アドバイザリー事業とは性質を異にする中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引について、事業内容、取引実態、収益構造及びリスクを十分に検証しないまま、a 氏に実質的な推進を委ねていたことがある。

特に、AI&モルタル事業が貴社の売上高及び営業利益に占める重要性を急速に高める一方で、同事業に知見を有する役職員や管理部門の配置といった人的体制は十分に整備されておらず、経営陣及び管理部門が a 氏から提供される情報に依拠して意思決定を行う構造となっていたことが原因といえる。

2. a 氏の権限・責任関係の不明確さ

貴社は、a 氏に対し、事業本部長や執行役員といった肩書を付与し、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引を実質的に主導させていたにもかかわらず、a 氏との間で雇用契約又は業務委託契約を締結せず、a 氏の職務内容、権限範囲、報告義務、利益相反管理、責任の所在等を明確に定めていなかった。

その結果、貴社は、a 氏が関与又は影響力を有する B 社との取引について、利益相反の観点から十分な検証を行うことなく取引を継続し、当該取引の実在性及び経済合理性を確認する機能が十分に働いていなかったといえる。

3. 取引実在性を確認する内部統制の不備

中古トラック転売取引においては、貴社が転売先と直接接触せず、受領書の取得も a 氏を介して行われ、登録名義の変更状況についても自ら確認していなかったことから、車両の実在、引渡し、所有権移転及び代金支払の真実性を客観的資料により確認する手続が十分に機能していなかった。

中古トラックファンド取引においても、契約書は作成されていたものの、対象車両の登録名義変更、転リース先による使用実態、元所有者からの取得事実等を適時かつ独立して確認する仕組みが十分ではなく、B 社及び C 社に任せきりの状態となってい

たため、長期間にわたり登録変更未了の車両が存在する事態を早期に検知し、是正することができなかった。

4. 稟議・決裁手続の実質的審査機能の不足

貴社では、サイボウズ上の稟議手続により中古トラックの仕入れ及び売却、ファンド関連契約等について承認を得ていたものの、稟議に添付された資料の真正性、資金決済の原資、登録名義変更の履践状況等について、独立した部門が実質的に審査する体制は十分に整備されていなかった。

そのため、形式的には社内承認を経ていたとしても、実際には a 氏から提供された情報を前提として決裁が行われ、取引の異常性や不整合を発見し、取引実行を停止するためのチェック機能が十分に発揮されていなかった。

5. 売上・利益拡大を優先する経営姿勢

貴社は、収益力の向上及び事業拡大を経営上の重要課題として位置付けており、短期間で売上及び営業利益に大きく寄与する可能性のある AI&モルタル事業を重視していたが、その成長可能性に着目する一方で、取引実態、法的リスク、会計上の処理、回収可能性、与信管理等に関する慎重な検討が十分になされていなかった。

新規事業に取り組む場合には、事業推進と同時に、当該事業に固有のリスクを把握し、これを管理するための体制を構築する必要があったにもかかわらず、貴社ではその対応が十分ではなかったと言わざるを得ない。

6. 内部監査及びリスクマネジメントの形骸化

貴社においては、内部監査担当者による内部監査及びリスクマネジメント委員会を通じたリスク管理の仕組みが設けられていたものの、中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引に関して、取引実在性、登録名義の移転状況、外部人材である a 氏による業務執行の実態等について、継続的かつ実質的な検証が十分に行われていなかった。

これらの取引は、貴社にとって新規性が高く、かつ、外部人材である a 氏の関与が大きい取引であったにもかかわらず、内部監査において、取引の実態やリスクの所在に踏み込んだ監査が実施された形跡は乏しい。そもそも、貴社においては、経営管理部（現在は人事総務部）の従業員が、内部監査業務を兼務しており、構造的に内部監査の独立性や客観性が損なわれるリスクが存在しているといえる。また、リスクマネジメント委員会においても、重要な新規事業や高額取引についての議論がなされてお

らず、必要な牽制措置を講じる機能が十分に発揮されていなかったと言わざるを得ない。

このように、内部監査及びリスクマネジメントの仕組みは形式的には存在していたものの、実際には中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引に内在するリスクを早期に把握し、経営陣や取締役会に対して適時に警鐘を鳴らす機能を十分に果たしていなかった。かかる内部監査及びリスクマネジメントの形骸化も、本件の発生及び発見の遅れを招いた原因の一つである。

7. 小括

以上より、本件の主たる原因は、貴社が新規事業の拡大を急ぐ中で、外部人材である a 氏に広範な裁量を与えながら、その権限・責任・利益相反を管理せず、取引実在性を客観的に確認する内部統制及び稟議審査体制を十分に構築していなかった点にあるといえる。

第7 再発防止策

1. 外部人材・執行役員等に対する管理体制の整備

貴社は、外部人材、顧問、業務委託先、執行役員その他会社の業務執行に関与する者について、契約関係、職務内容、権限範囲、報告義務、報酬、利益相反管理及び責任の所在を明確に定めたうえで、取締役会において承認する体制を整備すべきである。

特に、従業員ではない者に、事業本部長、執行役員その他会社の役職名を付与する場合には、社内規程上の位置付けを明確化し、かかる人物が単独で取引を主導し、貴社がその提供情報に過度に依拠することのないよう、管理部門及び内部監査部門による継続的な監督を行う必要がある。

2. 新規事業開始時の審査・承認プロセスの強化

貴社は、既存事業とは異なる新規事業又は非中核領域の取引を開始する場合に、事業の内容、商流、収益構造、法的リスク、会計処理、資金回収可能性、与信リスク及び必要な人的体制を事前に検討し、取締役会において承認する手続を設けるべきである。

その際、事業推進部門が作成した資料のみに依拠するのではなく、管理部門、財務経理担当及び必要に応じて外部専門家が関与し、取引の実現可能性及びリスクを客

観的に検証する仕組みを構築することが望ましい。現状、貴社には、法務・コンプライアンスを担当する従業員が存在しないことから、法務コンプライアンス担当を置き、必要に応じて、手続に関与させることが考えられる。

3. 取引実在性及び権利移転を確認する内部統制の構築

貴社は、中古トラックファンド取引に限らず、貴社の事業に関する取引について、契約書、請求書、発注書、納品書又は受領書等の形式的な確認にとどまらず、対象物がある場合にはその実在性、引渡しの有無、使用実態、所有権又は登録名義の移転状況及び代金決済の事実を、実質的に確認する手続を整備すべきである。

例えば、中古トラックファンド取引についていえば、登録事項等証明書等の名義変更完了資料、転リース先による使用確認書等を証憑として保存するといった運用を検討すべきである。

4. 稟議・決裁手続の実質的審査機能の強化

貴社は、稟議手続について、承認ルートを形式的に回付するだけでなく、取引金額、取引類型、相手方の属性、関連当事者性、初回取引又は新規事業該当性等に応じて、実質的な審査を行うことのできる仕組みを構築すべきである。上記同様、法務コンプライアンス担当を新たに置き、必要に応じて、稟議手続に関与させることが考えられる。

また、稟議申請時には、取引の目的、商流図、相手方の概要、契約書案、証憑一覧、資金決済条件、リスク評価を明示させ、承認者が取引の実態とリスクを把握したうえで判断できる運用とすることが考えられる。

5. 利益相反取引の管理強化

貴社は、役職員、外部人材、顧問、業務委託先その他会社業務に関与する者が支配、関与又は影響力を有する法人との取引について、事前申告、関係性の確認、利益相反の有無の審査及び取締役会による承認を義務付けるべきである。

特に、取引の提案者又は実質的推進者が取引相手方と関係を有する場合には、当該者を意思決定及び相手方確認手続から適切に分離し、価格、条件、役務提供の実態及び支払の合理性について第三者的な観点から検証する必要がある。

6. 管理部門による継続的モニタリング

貴社は、新規事業及び非中核領域の重要取引について、取引開始後も管理部門が定期的にモニタリングを行い、未回収債権、登録名義変更未了、証憑未取得、支払遅延、契約条件との不整合等の異常値を早期に把握できる体制を整備すべきである。

かかるモニタリング結果は、経営陣、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に定期的に報告されるべきであり、重大な不備又は異常が認められた場合には、取引停止、追加調査、関係者への責任追及及び再発防止策の実施等を速やかに検討する必要がある。

7. 内部監査及びリスクマネジメント機能の実効性強化

貴社においては、内部監査及びリスクマネジメントの仕組みは一応存在するものの、実質的に機能しているとは言い難いため、新規事業に内在するリスクを実質的に把握し、適時に経営陣及び取締役会へ報告・提言する機能を発揮できるよう、その運用を抜本的に見直す必要がある。

まず、人事総務部の従業員が内部監査業務を兼務している現状は、その独立性や客観性が損なわれるリスクが存在していることから、独立した専任の内部監査担当者を置くことが望ましい。リソースの関係で、これが難しい場合には、当面の間、外部専門家を活用してサポートを受けるなど、内部監査の充実を図るべきである。

また、内部監査において、稟議書、契約書、請求書、受領書等の形式的な確認にとどまらず、取引実在性、権利移転の完了状況、取引先からの確認状況、外部人材の関与状況、利益相反の有無等について、リスクベースで重点監査項目を設定し、定期的に検証する体制を整備すべきである。さらに、新規事業又は非定型・高額取引については、内部監査担当者が事後的に監査するだけでなく、必要に応じて取引開始後の早期段階からモニタリングを行い、異常兆候を発見した場合には、速やかに監査等委員会、取締役会及びリスクマネジメント委員会に報告する運用を明確化すべきである。

次に、リスクマネジメント委員会については、各部門からの報告を受動的に確認するにとどまらず、重要な新規事業、高額取引、外部人材が主導する取引、登録名義の移転や実在性確認が必要となる取引等をあらかじめ重点管理対象として特定し、リスク評価、対応方針、責任部署を決定のうえ、継続的に管理する仕組みを構築すべきである。

これらの運用を実効的なものとするため、内部監査及びリスクマネジメント委員会の活動状況については、定期的に取締役会及び監査等委員会に対して報告され、指摘事項の改善状況を継続的にフォローアップできるようにする必要がある。これにより、内部監査及びリスクマネジメントが形骸化することを防止し、同種事案の早期発見及び再発防止に資すると考える。

以上

別紙 1

ヒアリング対象者一覧

No.	ヒアリング日	氏名	所属及び役職
1	2026 年 5 月 29 日 (金)	d 氏 (1 回目)	AI ストーム社 取締役
2		c 氏 (1 回目)	AI ストーム社 代表取締役
3	2026 年 6 月 4 日 (木)	b 氏 (1 回目)	AI ストーム社 従業員
4	2026 年 6 月 15 日 (月)	a 氏	AI ストーム社 元執行役員
5	2026 年 6 月 26 日 (金)	f 氏	J 監査法人
6		g 氏	
7		h 氏	
8	2026 年 7 月 10 日 (金)	i 氏	AI ストーム社 従業員
9		j 氏	AI ストーム社 従業員
10		e 氏	AI ストーム社 従業員
11		b 氏 (2 回目)	AI ストーム社 従業員
12	2026 年 7 月 21 日 (火)	c 氏 (2 回目)	AI ストーム社 代表取締役
13	2026 年 7 月 30 日 (木)	b 氏 (3 回目)	AI ストーム社 従業員
14		c 氏 (3 回目)	AI ストーム社 代表取締役
15		d 氏 (2 回目)	AI ストーム社 取締役

別紙 2

デジタルフォレンジック調査対象情報一覧

	氏名	メール情報	会社貸与パソコン情報	スマホ提出
1	c 氏	○	○	○ (会社貸与・私物の 2 台)
2	d 氏	○	○	○ (私物 1 台) ※
3	k 氏	○	○	○ (会社貸与 1 台)
4	a 氏	○	—	—
5	l 氏	○	—	—
6	e 氏	○	○	○ (会社貸与・私物の 2 台)
7	b 氏	○	○	○ (会社貸与 1 台)

※ 貴社は、d 氏には携帯を貸与していない。